

建設業者各位

青森県県土整備部長

青森県発注の建設工事における技術者等について（通知）

本県の建設業行政につきましては、平素よりご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者、工事現場の運営及び取締りをつかさどる者として現場代理人の設置を求めています。建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、別添のとおり取扱いを定め、平成24年7月1日から施行（公告又は指名通知を行うものから適用）しますのでお知らせいたします。

記

（主な改善事項）

1 主任技術者等の兼務要件の緩和

近接工事の距離要件を1 km以内から5 km以内とした。

（対象は、主任技術者、現場代理人。監理技術者は対象外。）

2 現場代理人の兼務要件の緩和

これまでの兼務要件に加え、2,500万円未満（建築工事の場合は5,000万円未満）の工事で同一発注者が認めた場合も兼務できることとし、兼務できる工事の総数を3件までとした。（対象は、現場代理人。）

（参考）「これまでの兼務要件」

建設業法上専任を要する2,500万円以上（建築工事の場合は5,000万円以上）の県発注工事において、次のいずれかの場合で先発及び後発の発注者が認めたときは、専任で配置されている主任技術者及び現場代理人が他の工事と兼務することができるとしていました。

- ① 同一工事現場内で追加工事を同一業者が随意契約した工事
- ② 追加工事を現在施工中の業者が落札した場合
- ③ 同一工事箇所の分割発注した工事を同一業者が落札した場合
- ④ 工事現場が概ね1 km以内の近接工事（平成24年7月から5 kmに改正）
- ⑤ 災害等緊急を要する工事

3 技術者等の雇用関係の適正化

一般競争入札の場合は入札参加資格申請日（指名競争入札の場合は入札執行日、随意契約の場合は見積書の提出のあった日）において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を求めることとした。

（対象は、主任技術者、監理技術者、現場代理人。）

建設工事における技術者等について

平成24年3月
青森県県土整備部

1 技術者等の定義

(1) 営業所の専任技術者

営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者。(建設業法第7条第2号及び第15条第2号)

(2) 主任技術者

請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第1項)

(3) 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は、4,500万円)以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第2項)

(4) 現場代理人

工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者。(契約約款第10条第2項)



2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所の専任技術者

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している必要があります。

(2) 主任技術者、監理技術者及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札にあっては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあっては入札執行の日、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある必要があります。

(注1) 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(注2) 在籍出向者や派遣社員は直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(注3) 工事期間のみの短期雇用は恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

(注4) 大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため知事が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3ヶ月以上の要件を緩和することがあります。

3 技術者の登録

県発注工事の入札に参加する予定のある建設業者のうち県内に本店を有する者は、県発注工事の主任技術者又は監理技術者として設置が可能な技術者の資格や雇用状況につ

いて事前に確認し登録する必要があるため、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用があった後、下記の方法によりあらかじめ県に登録する手続きをしてください。

なお、県外に本店を有する者は、事前に技術者を登録する必要はありません。入札に参加する都度、当該技術者の資格や3ヶ月以上の雇用状況の確認を受けてください。

登録先	県が指定する登録機関 【平成24年現在】 (財)青森県建設技術センター 〒030-0822 青森市中央3丁目21-9 電話：017-777-6545、FAX：017-777-6646
登録方法	「技術者登録届出書」及び「確認書類」を登録機関へ郵送してください。
確認書類	合格証明書等の写し 雇用保険等3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものの写し

◇ 確認書類

(1) 資格を証明するもの

ア 主任技術者

国家資格保有者は、合格証明書等の写し

実務経験者は、実務経験証明書

イ 監理技術者

監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写し

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

3ヶ月以上の雇用関係が確認できる次の書類の写しを提出してください。(2つ以上)

- ・健康保険被保険者証
- ・社会保険の標準報酬決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・住民税特別徴収税額通知書 など

4 技術者の建設工事への設置

(1) 建設業法における技術者制度

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計(※1)	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1級国家資格者 ・指定建設業の場合は、大臣特別認定者(※2) ・指定建設業以外の場合は、実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級、2級国家資格者 ・実務経験者 	
技術者の現場専任	公共性のある請負金額 2,500万円以上の工事(※3)		

(※1) 建築一式工事の場合 4,500万円

(※2) 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

(※3) 建築一式工事の場合 5,000万円

(2) 県発注工事における技術者の設置

県発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとします。

ア 主任技術者の資格

土木工事については共通特記仕様書に定める資格を有する主任技術者を、土木工事以外の工事については共通特記仕様書に準じて発注者が別に定める資格を有する主任技術者を設置することとします。

イ 営業所の専任技術者の工事現場への設置

県発注工事の主任技術者又は監理技術者については、(1)の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額未満の専任を要しない工事であっても、営業所の専任技術者の設置は認めないこととします。

5 技術者等の専任期間

(1) 主任技術者又は監理技術者の専任期間

主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間となります。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しません。(建設業法第26条第3項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

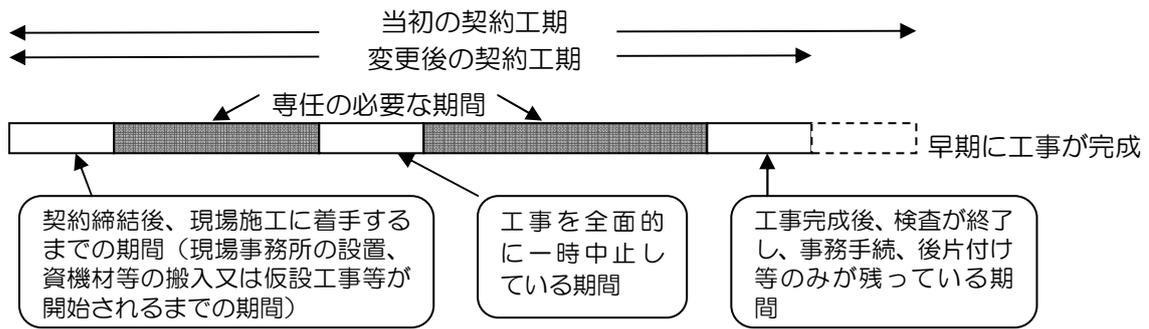
なお、③に関して、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

(2) 現場代理人の常駐期間

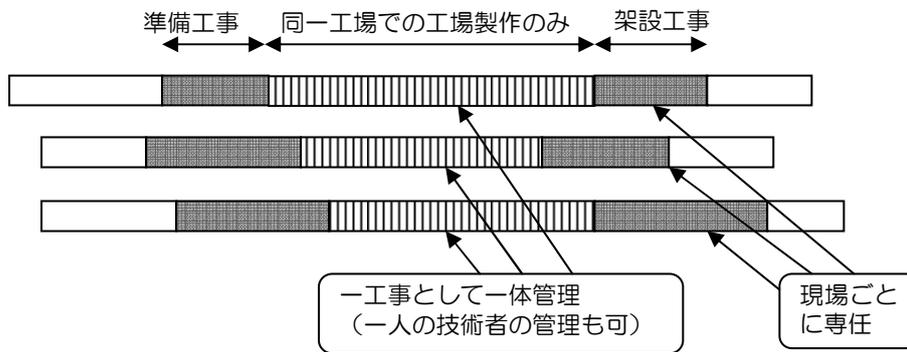
現場代理人は、工事現場に常駐することになっています。ただし、次のように工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、工事現場に常駐しなくてもよいとされることがあります。(契約約款第10条第2項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

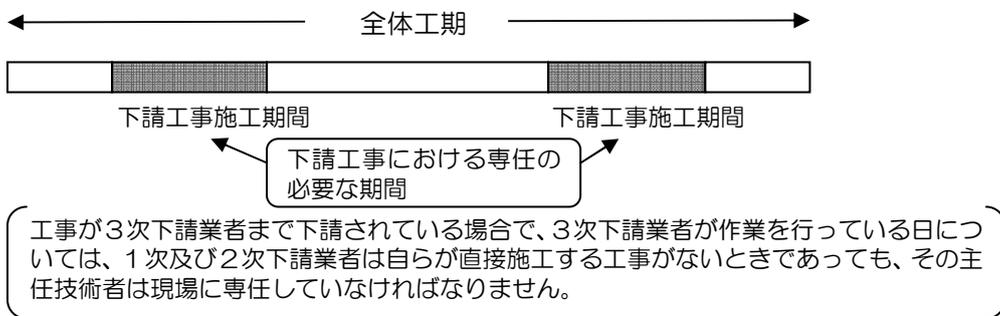
◇ 専任の主任技術者又は監理技術者の専任期間



◇ 工場製作のみが行われている期間



◇ 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



6 技術者等の兼務

(1) 主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務

主任技術者又は監理技術者は当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。

(2) 二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は3件までとします。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場が概ね5キロメートル以内の近接工事

- ⑤ 災害等緊急を要する工事
- ⑥ 請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事にあつては 5,000 万円）未満の工事で、既に施工中の工事と同一の契約担当者等が発注し、契約担当者等が兼務を認めた工事

イ 主任技術者

専任を要する主任技術者は、次の場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができます。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場が概ね 5 キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する工事

ウ 監理技術者

専任を要する監理技術者は、既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事がある場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができます。

◇ 兼務要件など

	兼務できる要件	専任を要しない期間	雇用の要件
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2500 万円以上：主任技術者と同様 ・ 2500 万円未満：同一発注者の工事 ・ 兼務できる工事は 3 件まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約後、現場施工に着手するまでの期間 ・ 全面的に一時中止している期間 ・ 工場製作のみが行われている期間 ・ 検査が終了し、後片付けのみが残っている期間 	3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係
主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契 ・ 追加工事を施工中の業者が落札 ・ 分割発注工事を同一業者が落札 ・ 概ね 5 km 以内の近接工事 ・ 災害等緊急を要する工事 		
監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契 		

(※) 建築一式工事の場合は 5,000 万円

7 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者又は監理技術者は、次の場合で契約担当者等が認めた場合に限り変更することができます。

- ① 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡等）により変更が必要なとき。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

(2) 変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者又は監理技術者は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。

(注) 総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の技術資料提出

時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要です。

- ② 技術者の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

8 技術者を設置しなかった場合等の措置

(1) 落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札業者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合（6の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、当該建設業者の落札決定を取り消し、次順位者を落札者とします。

(2) 契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合（6の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、契約を解除します。

(3) 建設業法等に基づく措置

(1) 又は (2) の事実が明らかとなった場合は、県は指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分を行うことがあります。

(施行日)

この取扱いは、平成24年7月1日から施行（公告又は指名通知を行うものから適用）します。

(参考様式)

- ・条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（単体用）
- ・技術者配置状況表
- ・現場代理人等通知書
- ・経歴書
- ・現場代理人等変更通知書
- ・技術者登録届出書
- ・施工体制台帳
- ・施工体系図

年 月 日

〇〇〇地域県民局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話 () -

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

条件付き一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 経営事項審査の総合評定値 点
- 5 専任配置可能技術者

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年及び登録番号		

6 同種工事の施工実績

工 事 名	
発 注 者 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
受 注 形 態	単独・共同企業体(出資比率 %)
工 事 規 模	
構 造 形 式	
工 法	

7 誓約事項

既に青森県知事の指名停止の措置を受けているものを除き、青森県建設業者等指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実がないことを誓約します。

◎添付資料

- 1 直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- 2 当該技術者の国家資格者証又は監理技術者証の写し
- 3 当該技術者の健康保険証の写し
- 4 同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書
(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要等が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)
- 5 同種工事を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

技術者配置状況表

(会社名)		(技術者数)			名		(作成日)		年	月	日現在
技術者氏名	国家資格等	発注者	担当工事名	工事場所	開始月日	終了月日	請負金額	下請金額	技術者種類	備考	
青森太郎	1級土木施工	十和田県土	国道338号道路改良工事	上北郡十和田湖町大字青樺地内	H12.4.15	H12.12.25	77,250,000	30,900,000	主任・監理	【記入例】	
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		
									主任・監理		

- 注意事項：
- 1 技術者氏名は、上表を作成する時点で雇用契約にある技術者全員について記入すること。
 - 2 一人の技術者が複数の工事を担当する場合は、開始月日が早い順にまとめて記入すること。
 - 3 工期内に技術者の変更があった場合は前担当者の欄を2本線で消し、備考欄に変更月日と変更後の担当者氏名を記入するとともに、新担当者の欄に必要事項を記入すること。
 - 4 県(公社等含む)発注工事は全て記入。また、国(公団等含む)及び市町村工事については2,500万円以上の工事について記入すること。
 - 5 建設業法では、2,500万円以上の工事(建築一式工事は5,000万円)についてのみ「専任」を義務づけている。

様式（3）

現場代理人等通知書

平成 年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

受注者
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付けをもって請負締結した 第 号 工事
について、建設工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等下記のとおり定めたので、
別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者氏名 ※

専門技術者氏名

※「資格者証（写し）」を添付する。

経 歴 書

（現場代理人等）氏 名 ⑩

現 住 所

生 年 月 日

※最 終 学 歴

資格及び資格番号

※職 歴

※工 事 経 歴

- 注） 1．（現場代理人等）には、「現場代理人」「主任技術者」「監理技術者」「専門技術者」を記載し、別様で作成する。
- 2．※印は、必要により記載する。

平成 年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

受注者
住 所
氏 名

㊞

現場代理人等変更通知書

工事名 第 号 工事

平成 年 月 日付で通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、別紙経歴書を添え、契約書第10条に基づき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

※「資格者証（写し）」を添付する。

- (注) 1. 新現場代理人等の記入内容は様式（3）に準ずる。
2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する。
- ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・専門技術者

資格区分	要する 実務経 験年数	技術者 登録 コード	経番 コード	建設業の種類																											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
配管(注1)・配管工(1級)		7 6	176							2																					
配管(注1)・配管工(2級)	3年	7 6	276							1																					
タイル張り・タイル張り工(1級)		7 7	177								2																				
タイル張り・タイル張り工(2級)	3年	7 7	277								1																				
築炉・築炉工・れんが積み(1級)		7 8	178								2																				
築炉・築炉工・れんが積み(2級)	3年	7 8	278								1																				
ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)		7 9	179					2			2																				
ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)	3年	7 9	279					1			1																				
石工・石材施工・石積み(1級)		8 0	180						2																						
石工・石材施工・石積み(2級)	3年	8 0	280						1																						
鉄工(注2)・製罐(1級)		8 1	181										2																		
鉄工(注2)・製罐(2級)	3年	8 1	281										1																		
鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)(1級)		8 2	182											2																	
鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)(2級)	3年	8 2	282										1																		
工場板金(1級)		8 3	183														2														
工場板金(2級)	3年	8 3	283														1														
板金・建築板金・板金工(注4)(1級)		8 4	184						2								2														
板金・建築板金・板金工(注4)(2級)	3年	8 4	284						1								1														
板金・板金工・打出し板金(1級)		8 5	185															2													
板金・板金工・打出し板金(2級)	3年	8 5	285														1														
かわらぶき・スレート施工(1級)		8 6	186						2																						
かわらぶき・スレート施工(2級)	3年	8 6	286						1																						
ガラス施工(1級)		8 7	187															2													
ガラス施工(2級)	3年	8 7	287															1													
塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		8 8	188																2												
塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	3年	8 8	288																1												
建築塗装・建築塗装工(1級)		8 9	189																2												
建築塗装・建築塗装工(2級)	3年	8 9	289																1												
金属塗装・金属塗装工(1級)		9 0	190																2												
金属塗装・金属塗装工(2級)	3年	9 0	290																1												
噴霧塗装(1級)		9 1	191																2												
噴霧塗装(2級)	3年	9 1	291																1												
畳製作・畳工(1級)		9 2	192																			2									
畳製作・畳工(2級)	3年	9 2	292																			1									
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		9 3	193																			2									
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	3年	9 3	293																			1									
熱絶縁施工(1級)		9 4	194																			2									
熱絶縁施工(2級)	3年	9 4	294																			1									
建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)		9 5	195																									2			
建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	3年	9 5	295																									1			
造園(1級)		9 6	196																					2							
造園(2級)	3年	9 6	296																					1							
防水施工(1級)		9 7	197																			2									
防水施工(2級)	3年	9 7	297																			1									
さく井(1級)		9 8	198																								2				
さく井(2級)	3年	9 8	298																								1				
地すべり防止工事	1年	6 1	061				1																					1			
建築設備士	1年	6 2	062							1	1																				
計装	1年	6 3	063							1	1																				
基幹技能者		6 4	064	3																											
その他		9 9	099	1																											

(注1) 配管：昭和48年改正政令（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号））による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。
(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。
(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の両方に合格した者に限る。
(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者と認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。板金工事業については、選
(注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。
(注6) コード99：平成11年5月26日付建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について」に基づく振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外は認められていない。
※ 職業能力開発促進法：等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし平成16年3月31日以前に合格した者は実務経験1年以上。

様式 (76)

施 工 体 制 台 帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許 可 業 種	許 可 番 号		許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
		年 月 日		年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び住所	〒		
工 期	自 至	年 月 日	契 約 日
	年 月 日		年 月 日

契 約 所 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権 限 及 び 意見申出方法	
--------------	--	-------------------	--

監督員名		権 限 及 び 意見申出方法	
現 場 代理人名		権 限 及 び 意見申出方法	
監 理 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

- (記入要領) 1 請負契約書の写しを添付する。
 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
 (監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

* [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 下請負人との請負契約書の写しを添付する。
- 2 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

4 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入する)

- ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
- ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

様式 (77)

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

(再下請負通知書様式)

直近上位の
注文者名 _____

現場代理人名 _____ 殿
(所長名)

【報告下請負業者】

住 所 _____
TEL・FAX _____

元請名称	
------	--

会 社 名 _____

代表者名 _____ 印

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 _____年 _____月 _____日	契 約 日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 _____号 知事 一般	_____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 特定 第 _____号 知事 一般	_____年 _____月 _____日

監督員名	
権 限 及 び 意見申出方法	
現場代理人名	
権 限 及 び 意見申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

- (記載要領) 1 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 2 再下請負契約がある場合は(再下請負契約関係)欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、(再下請負契約関係)欄をコピーして使用する。
 ①契約書、注文書、請書等 ②下請基本契約書
 3 一時下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに、様式1-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
 4 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (Tel - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

* [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

4 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入する)

- ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
- ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

《参考》

施工体系図

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名	
監督者名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	総括安全衛生責任者
----	-----------

書記

副会長	
-----	--

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日